

裁 判 所	福岡高等裁判所（第1事件） 広島地方裁判所（第2事件） 福岡地方裁判所（第3事件）
事 件 番 号	平成31年（ネ）第167号（第1事件） 平成24年（ワ）第1046号ほか（第2事件） 平成24年（ワ）第772号ほか（第3事件）
事 件 名	B型肝炎損害賠償請求控訴事件ほか
判決年月日	平成31年4月15日（第1事件） 令和2年6月2日（第2事件） 令和2年6月23日（第3事件）
判 示 事 項	乳幼児期の集団予防接種等における注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルス（HBV）に感染した後、慢性肝炎を発症し、慢性肝炎の長期持続、又は当初の慢性肝炎が鎮静化した後の慢性肝炎の再燃などの経過をたどった場合の損害賠償請求権の除斥期間の起算点
判 決 要 旨	慢性肝炎の長期持続及び再燃の損害は当初の慢性肝炎の発症の損害と牽連一体のものであり、これと質的に異なる損害ということとはできず、慢性肝炎の長期持続や再燃の事情にかかわらず、除斥期間の起算点は当初の慢性肝炎の発症時である。
事案の概要	第1事件ないし第3事件は、乳幼児期の集団予防接種等における注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルス（HBV）に感染した後、慢性肝炎を発症し、慢性肝炎が長期持続した、又は、当初の慢性肝炎が鎮静化した後に慢性肝炎が再燃したとする原告らが、慢性肝炎の長期持続や再燃による損害は当初の慢性肝炎による損害とは質的に異なる別個の損害であると主張し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案である。
訟 務 月 報	66巻11号